

## 自治医科大学の入学定員の暫定増に伴う申合せについて（案）

平成19年7月13日

自治医科大学運営小委員会

自治医科大学の入学定員については、国に対する地方の要望を踏まえ、国の新医師確保総合対策において、全国知事会及び自治医科大学による地域定着率の向上策など更なる地域医療貢献策の実施を条件として、平成20年度からの10年間に限り、最大10名の定員増が暫定的に認められたところである。ついては、この入学定員の暫定増を踏まえた当面の入学者の配分方法等の取り扱いに関し、以下の点を申し合わせるものとする。

### 1. 入学定員増を踏まえた入学者の配分方法

現在の自治医科大学における3名入学枠の考え方については、都道府県の要望状況と過去の配分状況、離島や山間へき地等の地域医療の確保が厳しい地域の状況、義務内卒業生の勤務配置状況・義務終了者の勤務状況、受験者の学力及び地域医療を担う医師としての適性等を総合的に勘案して配分されているところである。

平成20年度から10年間の増員後の入学定員の配分に当たってはこれまでの3名入学枠実施の経緯を踏まえながら、3名入学枠の要望がより多く実現できるよう配慮するために、新定員である110名から各都道府県2名を割り当てた後の16名については、今回の暫定増が医師不足が認められる都道府県に対し行うものとされていることにも十分留意し、医師不足が全国的な緊急の課題であることを踏まえ、無医地区や医師不足の医療圏等も含めできるだけ地域の実情を勘案した適切な配分を行うものとする。

この場合の基本的な配分の基準については、今後、自治医科大学とも十分協議し、秋口までに定めるものとする。

## 2. 入学定員増に伴う都道府県負担金の改定

入学定員増に伴う都道府県負担金の改定については、都道府県の財政が非常に厳しい状況にあることから負担増は避けるべきとの意見もあるが、各地域における医師不足問題を背景として今回の自治医科大学の入学定員増を要望するに至った経緯や、自治医科大学における教員の確保をはじめとする受け入れ体制の整備も必要と認められ、自治医科大学で最大限の節減努力を行った結果の応分の負担はやむを得ない。

また、負担金の改定に当たっては、現行の各都道府県一律負担額も見直すべきとの意見があるが、今回の措置が10年間という暫定措置に加え、今後3名入学卒の要望がより多く実現できるよう配慮することなどを勘案し、現行の各都道府県一律負担方式を維持しつつ、今回の暫定定数増期間（10年間）分の追加所要経費見込みの1カ年平均額を3名入学となる16の都道府県（110名－2名×47都道府県）で均等に負担することとする。

なお、3名入学に伴う負担金の改定額については、今後精査のうえ確定していくとともに、医師不足問題は一地域のみの問題でないことに鑑み、改定後の負担金の地方財政措置についても要望していくこととする。

## 3. 自治医科大学の総合医育成のあり方

自治医科大学においては、地域医療に貢献する総合医の養成といった建学の趣旨を踏まえ、地域医療のさらなる充実に向け、真に求められている総合医の育成に大学をあげて取り組むこと、また、都道府県においても、医師不足の現状に鑑み、自治医科大学卒業生の卒後研修の充実、へき地医療体制の整備による診療環境の整備など地元定着率向上の推進を一層図っていくことが必要不可欠であり、今後、各都道府県と自治医科大学は総合医の育成という観点からも今まで以上に緊密な連携を図るものとする。